



えっ、自転車でも 反則金？

対象は
16歳以上

令和8年4月1日から

自転車の交通違反に
交通反則通告制度(青切符)を導入

どんな制度?
何が変わる?

交通反則通告制度は、いわゆる「**青切符**」制度とも言われ、自動車の交通違反の際に広く行われている制度だけど、これまで自転車には導入されていなかったんだ。令和8年4月1日からは、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、**青切符**が導入されることになったんだよ。

一定の道路交通法違反（比較的軽微なもの）をした運転者に對して、警察官から渡される**交通反則告知書**のことだよ。青い紙であることから、「**青切符**」と呼ばれているよ。

青切符って何?



対象となる違反行為は
113種類

たとえば、こんな行為が“**違反**”になります！(一例)

一時不停止
反則金 5,000円



携帯電話の使用等(保持)
反則金 12,000円



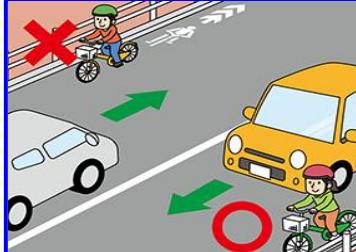
無灯火
反則金 5,000円



並進
反則金 3,000円



車道の右側通行
反則金 6,000円



歩道徐行等義務違反
反則金 3,000円



違反行為をしたら
どうなるの？

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で**指導警告**を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙されます。比較的軽い交通違反（反則行為）には**青切符**が交付され、一定期間に反則金を納付した場合は、手続きは終わります。

重大な違反をしたとき又は交通事故を起こしたときは、刑事手続（**赤切符**）で処理されます。

自転車 安全利用 五則



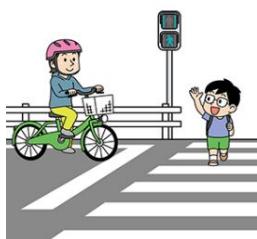
●自転車安全利用五則とは？●

自転車を利用するにあたって守るべきルールのうち、特に重要な5つをあげたものです。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

●信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。

●一時停止標識のある場所、踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。



④ 飲酒運転は禁止

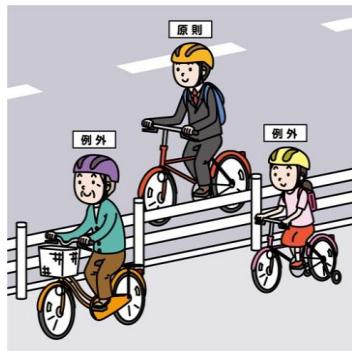
●自動車と同じく、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



備えて安心

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

●自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道通行が原則です。車道の左側に寄って通行します。



●普通自転車が例外的に歩道を通行できるのは以下の場合です。

- ・「普通自転車歩道通行可」の標識等がある
- ・13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転している
- ・交通量が多く道幅が狭いなど、通行の安全確保のためにやむを得ない



●歩道を通行できる場合は、車道寄り部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

③ 夜間はライトを点灯

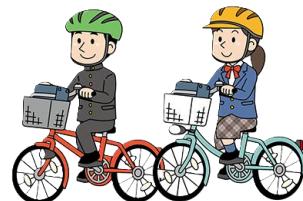
●無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。

●夜間は必ずライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



⑤ ヘルメットを着用

●事故による被害を軽減するために、自転車を利用するすべての人人がヘルメットをかぶりましょう。



岐阜県では、自転車を利用する人は

自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。
ご自身の加入状況を確認してみましょう！

